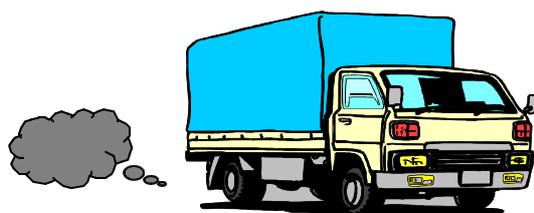


NOx・PM低減改造認定制度の概要

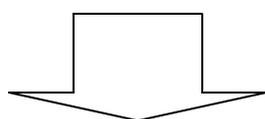
我が国における窒素酸化物（以下「NOx」という。）及び粒子状物質（以下「PM」という。）による大気汚染問題は、依然として厳しい状況であり、これに対応するため、現在使用されている自動車について、NOx及びPMの低減を目的とした低減装置の開発や改造技術の確立が望まれているところです。

国土交通省は、装置については、平成14年9月から「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価制度」（NOx・PM低減装置性能評価制度）を運用してきたところですが、今般、改造技術についても、「窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定制度」（NOx・PM低減改造認定制度）を創設しております。

この制度は、型式指定等を受けた自動車の製作者の責任・管理体制の下に行われるNOx及びPMを低減させるための改造のうち優良なものを国土交通大臣が認定し、公表するものです。本認定制度において認定された改造を行った型式指定自動車等については、自動車の検査において自動車NOx・PM法に基づく車種規制の基準に適合していると判定することとしております。



NOx・PM法不適合車



改造により
型式指定自動車等の
NOx・PM低減性能をアップグレード



NOx・PM法適合車

お問い合わせ先

国土交通省自動車交通局技術安全部環境課 中島 柴田

電話 03 - 5253 - 8111 (内線42523 42524)

03 - 5253 - 8604 (直通)